答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。) が、令和3年2月5日付けで請求人に対して行った、法5条1 項及び法施行規則18条の各規定に基づく特別児童扶養手当 認定請求却下処分(以下「本件処分」という。)について、その 取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不 当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

添付した発達検査の結果をみて分かるが、前回の検査よりも 半年以上経っているが、結果が下回るなど、成長が感じられない。自分で食べられない、常にオムツ、また、自傷行為も増えてきており、壁に頭を打ちつける、噛む、グーで殴る。他害も頻繁にあり、殴る、押し倒す、髪をひっぱるなどの行動をする。危険を全く理解出来ず、手をふりはらって車道に飛び出す、どこにでも寝ころがる、奇声を上げ、癇癪を起こす、以上の事から、特別児童扶養手当を認定していただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項 の規定を適用し、棄却すべきである。

第5調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|------------|--------------|
| 令和3年12月 9日 | 諮 問 |
| 令和4年 1月31日 | 審議(第63回第1部会) |
| 令和4年 2月28日 | 審議(第64回第1部会) |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父 又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規 定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対 して支給されるものである。そして、支給要件に該当するべ き「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満 であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害 の状態にある者をいう。」とし、同条5項は、障害等級は障害 の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定めるとしている。
- (2) これを受けて、政令である法施行令は、1条3項において、 法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、政令 別表に定めるとおりとし、同表において各級の障害の状態を 定めている。
- (3) また、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、認定要領が定められており、さらに、認定要領の別添1にお

いて、各傷病別の具体的な障害程度認定基準 (以下「認定基準」という。)が定められている。

法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準である。

(4) 認定要領2では、障害の認定について、以下のように定めている(ただし、精神の障害に関連する部分のみを引用する。)。 ア 認定要領2・(3)では、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととする。

そして、認定要領 2・(3)・アは、政令別表における 1 級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」(別紙 2・1級の 9 及び同 1 0 参照)とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうとし、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、大まなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおおおば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであるとする。

また、認定要領2・(3)・イは、政令別表における2級の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(別紙2・2級の15及び同16参照)とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内

の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られる ものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむ ね家屋内に限られるものであるとする。

- イ 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認 定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場 合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の 調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこ ととする。
- ウ 認定要領2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認 定基準により行うとする。

なお、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第4 号(知的障害・精神の障害用)であることから、認定基準 第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

(5) 認定基準第7節・2においては、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の6つに区分するとしている。

そして、本件児童の場合、本件診断書によると、「障害の原因となった傷病名」欄に「自閉症スペクトラム障害、軽度知的障害」と記載されている(別紙1・1)ことから、以下、認定基準のうち、発達障害及び知的障害に関するものについて触れておく。

ア 認定基準第7節・2・E・(2)は、「発達障害については、 たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション 能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことが できないために日常生活に著しい制限を受けることに着目 して認定を行う。」、「発達障害とその他認定の対象となる精 神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、 諸症状を総合的に判断して認定する。」としている。

同 (3) は、発達障害における障害程度について、各等級に

相当するものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を 1 級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を 2 級とする。

また、同(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

イ 認定基準第7節・2・D・(2)は、「知的障害」における障害の程度について、「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」を2級としている。なお、標準化された知能検査による知能指数でいうと、「おおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」としている。

認定基準第7節・2・D・(3)は、「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」、「知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、同(4)は、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断

するよう努める。」としている。

- (6) 法施行規則 1 条は、法 5 条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書に、支給対象障害児が法 2 条 1 項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が 1 級又は 2 級の程度の障害の状態にあるか否かに関する知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断するべきものであると解される。
- 2 本件処分についての検討

以上を前提に、請求人の特別児童扶養手当の受給資格について、本件診断書の記載に基づいて、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、本件児童の知的障害については、「知能指数又は発達指数」は「DQ50」、「テスト方式」は「田中ビネー」、その程度等については「児童相談所にて実施。生活年齢○歳○Mにて精神年齢2歳3Mと判定される。」と記載されているが、「判定」は「軽度」とされている(別紙1・7)。
- (2) また、「発達障害関連症状」として、「相互的な社会関係の質的障害、言語コミュニケーションの障害、限定した常同的で反復的な関心と行動及びその他(聴覚過敏)」が見られ、具体的症状等としては、「視線あわない、言葉の遅れ、後追いしない、興味限局し鳩好きで一人で追いかけたり動画に没頭、手のひらひら、くるくる回る、エスカレーターの上り下りなどの常同運動、耳ふさぎの聴覚過敏、同じ道しか通らない、おままごとできず、積み上げたおもちゃが崩れる・思い通りにならない・鳩に夢中で帰るときなどに癇癪、一人遊びが平気で母がいなくても平気、怒られると叩いたり癇癪、などの自閉症状あり。」と記載されている(別紙1・8)。

発達障害は、「日常生活に著しい制限を受けることに着目し

- て認定を行う」とされているところ(認定基準第7節・2 E・(2))、援助を必要とする年齢(本件診断書作成時○歳)であることを考慮すると、日常生活に著しい制限を受ける程度とまでは読み取れない。
- (3) 「問題行動及び習癖」については、「興奮、暴行、多動」に該当し、その具体的症状等としては、「弟の髪を引っ張る、保育園で他児を押す、怒られると叩くなどの暴行 くるくる回る、エレベレーター上り下りなどの常同運動を行い多動 積み上げたおもちゃが崩れる・思い通りにならない・鳩に夢中で帰るときに癇癪を起し興奮する」とあるが(別紙1・9)、興奮、暴行は場面が限定的であり、その程度も著しいとはいえず、多動も著しい問題行動とまではいえない。
- (4) 「日常生活能力の程度」については、「食事」、「洗面」及び「入浴」はいずれも「全介助」、「排泄」は「おむつ必要」、「衣服」は「脱げない、着れない」、「危険物」は「全くわからない」、「睡眠」は「問題なし」とされ、それらの具体的内容として、「生活年齢に比し介助度は大きく、ほぼ全てにおいて全介助」とあるが(別紙1・10)、本件児童と同年齢の障害のない幼児の日常生活能力を考えた場合でも、一定の介助や注意が必要なことを考慮すれば、日常生活能力が著しく低いとまではいうことはできない。
- (5) そして、「要注意度」については、「随時一応の注意を必要とする」にとどまり(別紙1・11)、「医学的総合判定」は、「総合的に判断し、一定の援助を要する」とされている(別紙1・12)。
- (6) 以上の本件診断書の記載を基に、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して(認定基準第7節・2・D・(3))、また、社会行動やコミュニケーション能力の障害により、日常生活に著しい制限を受けることに着目して(同・E・(2))、諸症状を総合的に判断すると、「日常生活が著しい

制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級相当。認定要領2・(3)・イが「家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」と例示)に至っているとまでは認めることはできない。

(7) そうすると、本件児童の障害の状態は、政令別表に定める 障害等級には該当しない(非該当)と判断することが相当で あり、審査医も、本件診断書を基に、所見として、「知的障害 については、軽度知的障害程度に保たれている。意識障害、 精神症状、問題行動が少ない。」とし、審査結果として、法に 規定する障害程度に該当しないと判断しているところである。

したがって、審査医の審査結果に基づき、処分庁が、本件 児童は法2条5項に規定する障害の程度の状態にあるとは認 められず、ひいては同条1項にいう障害児には当たらないと 判断したことに不合理な点は認められず、その判断に基づき 行われた本件処分について、違法又は不当なものということ はできない。

3 請求人の主張についての検討 請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、上記1・(6) のとおり、法5条1項の規定に基づく認定請求の際に添付された障害認定診断書を基に、法、法施行令、認定要領及び認定基準等によって行うものであり、本件診断書の記載内容からすれば、本件児童が法2条5項に規定する程度の障害の状態にあると認められないことは上記2で述べたとおりである。

なお、請求人が審査請求書に添付した資料「発達支援児保育 実施の目安」については、その性格が明らかではないが、当該 資料を見る限り、処分庁における障害の認定を左右するような 記載であるとは認められない。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性 や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれ も適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)